

報告第1号～第8号

平成31年2月19日

専決処分の報告について

鈴 鹿 市

報 告 目 次

報告第 1 号	専決処分の報告について	1
報告第 2 号	専決処分の報告について	4
報告第 3 号	専決処分の報告について	7
報告第 4 号	専決処分の報告について	10
報告第 5 号	専決処分の報告について	13
報告第 6 号	専決処分の報告について	16
報告第 7 号	専決処分の報告について	19
報告第 8 号	専決処分の報告について	21

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成31年2月19日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

専決処分事項

市営住宅の滞納家賃等の支払及び明渡しの請求に係る訴えの提起

專 決 処 分 書

市営住宅の滞納家賃等の支払及び明渡しの請求に係る訴えの提起について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成31年1月11日

鈴鹿市長 末松 則 子

1 被告となるべき者

2 請求の趣旨

- (1) 被告は、原告に対し、物件目録記載の建物を明け渡せ。
- (2) 被告は、原告に対し、金496,670円並びに①平成30年8月18日から本判決言渡日まで1か月金19,100円の割合による金員、②本判決言渡日の翌日から本判決確定の日まで1か月金19,100円の割合による金員及び③本判決確定の日の翌日から本件建物明渡済みまで1か月金38,200円の割合による金員を支払え。
- (3) 訴訟費用は、被告の負担とする。
- との判決及び仮執行宣言を求める。

3 物件目録

[REDACTED]

[REDACTED]

4 訴訟遂行の方針

次の者を訴訟代理人と定める。

四日市市浜田町6番11号 サムティ四日市ビル7階

みなと総合法律事務所

弁護士 杉岡 治

弁護士 森川 仁

報告第2号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成31年2月19日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

専決処分事項

市営住宅の滞納家賃等の支払及び明渡しの請求に係る訴えの提起

専 決 処 分 書

市営住宅の滞納家賃等の支払及び明渡しの請求に係る訴えの提起について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成３１年１月１１日

鈴鹿市長 末 松 則 子

１ 被告となるべき者

(１) [REDACTED]

[REDACTED]

(２) [REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

(３) [REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

２ 請求の趣旨

(１) 被告は、原告に対し、物件目録記載の建物を明け渡せ。

(２) 被告は、原告に対し、金８５８，３８０円並びに①平成３０年１０月２５日から本判決言渡日まで１か月金３５，５００円の割合による金員、②本判決言渡日の翌日から本判決確定の日まで１か月金３５，５００円の割合による金員及び③本判決確定の日の翌日から本件建物明渡済みまで１か月金７１，０００円の割合による金員を支払え。

(３) 訴訟費用は、被告の負担とする。

との判決及び仮執行宣言を求める。

３ 物件目録

4 訴訟遂行の方針

次の者を訴訟代理人と定める。

四日市市浜田町6番11号 サムティ四日市ビル7階

みなと総合法律事務所

弁護士 杉岡 治

弁護士 森川 仁

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成31年2月19日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

専決処分事項

市営住宅の滞納家賃等の支払及び明渡しの請求に係る訴えの提起

専 決 処 分 書

市営住宅の滞納家賃等の支払及び明渡しの請求に係る訴えの提起について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成31年1月11日

鈴鹿市長 末 松 則 子

1 被告となるべき者

(1) [REDACTED]

[REDACTED]

(2) [REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

(3) [REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

2 請求の趣旨

(1) 被告は、原告に対し、物件目録記載の建物を明け渡せ。

(2) 被告は、原告に対し、金433,740円並びに①平成30年7月6日から本判決言渡日まで1か月金10,800円の割合による金員、②本判決言渡日の翌日から本判決確定の日まで1か月金28,300円の割合による金員及び③本判決確定の日の翌日から本件建物明渡済みまで1か月金56,600円の割合による金員を支払え。

(3) 訴訟費用は、被告の負担とする。

との判決及び仮執行宣言を求める。

3 物件目録

4 訴訟遂行の方針

次の者を訴訟代理人と定める。

四日市市浜田町6番11号 サムティ四日市ビル7階

みなと総合法律事務所

弁護士 杉岡 治

弁護士 森川 仁

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成31年2月19日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

専決処分事項

市営住宅の滞納家賃等の支払及び明渡しの請求に係る訴えの提起

専 決 処 分 書

市営住宅の滞納家賃等の支払及び明渡しの請求に係る訴えの提起について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成31年1月11日

鈴鹿市長 末 松 則 子

1 被告となるべき者

(1) [REDACTED]

[REDACTED]

(2) [REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

(3) [REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

2 請求の趣旨

(1) 被告は、原告に対し、物件目録記載の建物を明け渡せ。

(2) 被告は、原告に対し、金387,390円並びに①平成30年7月6日から本判決言渡日まで1か月金9,900円の割合による金員、②本判決言渡日の翌日から本判決確定の日まで1か月金18,300円の割合による金員及び③本判決確定の日の翌日から本件建物明渡済みまで1か月金36,600円の割合による金員を支払え。

(3) 訴訟費用は、被告の負担とする。

との判決及び仮執行宣言を求める。

3 物件目録

4 訴訟遂行の方針

次の者を訴訟代理人と定める。

四日市市浜田町6番11号 サムティ四日市ビル7階

みなと総合法律事務所

弁護士 杉岡 治

弁護士 森川 仁

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成31年2月19日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

専決処分事項

鈴鹿市小集落改良住宅管理条例の一部改正

専 決 処 分 書

鈴鹿市小集落改良住宅管理条例の一部改正について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成31年1月31日

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市小集落改良住宅管理条例の一部を改正する条例

（ 別 紙 ）

理 由

公営住宅法施行規則の一部改正に伴い、必然的に改正を要する規定整備を行うため、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

鈴鹿市条例第 号

鈴鹿市小集落改良住宅管理条例の一部を改正する条例

鈴鹿市小集落改良住宅管理条例（昭和51年鈴鹿市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項及び第16条第2項中「第9条」を「第10条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成31年2月19日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

専決処分事項

鈴鹿市市営住宅条例の一部改正

専 決 処 分 書

鈴鹿市市営住宅条例の一部改正について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）
第１８０条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成３１年１月３１日

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市市営住宅条例の一部を改正する条例

（ 別 紙 ）

理 由

公営住宅法施行令及び公営住宅法施行規則の一部改正に伴い、必然的に改正を要する規定整備を行うため、地方自治法第１８０条第１項の規定により専決処分する。

鈴鹿市条例第 号

鈴鹿市市営住宅条例の一部を改正する条例

鈴鹿市市営住宅条例（平成9年鈴鹿市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「第10条」を「第11条」に改める。

第13条第1項中「第11条」を「第12条」に改める。

第15条第2項中「第8条」を「第7条」に改める。

第39条及び第40条中「第11条」を「第12条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成31年2月19日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

専決処分事項

市営住宅の滞納家賃等の支払に係る訴えの提起

專 決 処 分 書

市営住宅の滞納家賃等の支払に係る訴えの提起について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成31年1月31日

鈴木市長 末松 則子

1 被告となるべき者

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

2 請求の要旨

- (1) 市営住宅に係る滞納家賃 金 522,200 円
(2) 支払督促申立手続費用 金 4,164 円

の支払を求める。

3 支払督促の申立てをした日（訴えの提起があったものとみなされる日）

平成30年12月4日

4 督促異議の申立てがあった日

平成31年1月15日

5 訴訟遂行の方針

訴訟上の和解を可能なものとする。

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので，同条第 2 項の規定により報告する。

平成 31 年 2 月 19 日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

専決処分事項

損害賠償の額の決定及び和解

專 決 處 分 書

損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成31年1月31日

鈴鹿市長 末松 則子

法律上市の義務に属する損害賠償について、次のとおりその額を決定し、及び和解するものとする。

1 損害賠償の額

4, 503円

2 和解の相手方

3 損害賠償の義務の発生の原因となる事実

平成30年10月28日、御菌町地内の市道御菌174号線において、相手方が
原動機付自転車を運転中、当該市道にあった穴ぼこを通過した際、当該車両の後輪
のホイールを損傷したもの